

特定のお客さまに適用している供給条件の選択約款への 記載漏れについて

このたび、電気給湯機を使用されている一部のお客さまに適用している供給条件について、選択約款への記載が漏れていたことが判明し、昨日(3月2日)、経済産業省資源エネルギー庁へ報告しました。

これに伴い、本日、当該供給条件を追加した選択約款の変更を経済産業大臣へ届け出ました。

1. 選択約款への記載漏れの概要

- 当社は昭和51年、電気料金改定に伴う電気供給規程(現行:電気供給約款および選択約款)の変更時に、電機メーカーが10時間通電仕様の電気給湯機の生産を中止していた状況等を踏まえ、夜間時間帯に限り電気を供給する契約(深夜電力乙〔当時〕)の通電時間を10時間から9時間に変更しました。
- その際、既設の10時間通電仕様の電気給湯機を使用されているお客さまに通電時間短縮によるご不便をおかけしないよう、10時間通電を継続する取扱いを社内規程に決めました。
- お客さまへ電気を供給する場合の料金やその他の供給条件は、本来、電気供給規程(現行:電気供給約款および選択約款)に定める必要があります。しかしながら、変更当時、社内規程に取扱いを明確化しておけば電気供給規程への記載までは不要であると考え、その後も記載漏れが解消されることなく現在に至っていたものです。

2. 該当するお客さまへの影響

本件に該当するお客さまは3,014件おられますが、今回の選択約款変更によって、電気料金や電気給湯機のご使用方法に影響はなく、これまでどおりの条件で電気をご使用いただけます。

3. 今後の対応

電気事業法上の電気供給約款・選択約款の位置付けや、それらと社内規程との関係について社内教育を実施することにより、改めて社内関係箇所に認識の徹底を図るとともに、電気供給約款・選択約款や社内規程を変更する場合における社内関係箇所の相互チェック体制を整備することにより、再発防止に努めてまいります。

以上